

足立区千住宿歴史プチテラスギャラリー使用申請書<記入例>

様式第1号 (第8条関係)

令和元年 9月 1日

(提出先) 足立区長

企画展示=千住の歴史及び文化を紹介する資料等の展示

千住宿歴史プチテラスギャラリー使用申請書  
( 企画展示 ・ 一般展示 )

一般展示=絵画、写真、手工芸品、生け花などの展示

使用申請者

区分	( ) 個人：区内在住・在学・在勤の個人 (○) 団体：区内に所在地を有する学校・事業者・任意団体
団体名	みどりの会
氏名	足立 花子
住所	足立区中央本町1-17-1
電話番号	03 ( 3880 ) 5111

下記のとおりギャラリーの使用を申請します。

使用日・使用期間には、準備・後片付けを含みます。

記

\*使用期間中は成人の使用者の常駐が必要です。  
\*【公表】欄は区のホームページ・SNS等に掲載されます。  
\*土・日・祝日は展示日とし、一般に開放してください。難しい場合は申請前にご相談ください。

展示名	【公表】	みどりの絵画展
展示者名	【公表】	みどりの会
使用日・使用期間		令和元年10月 1日(火)～令和元年10月15日(火)
展示日・展示期間	【公表】	令和元年10月 2日(水)～令和元年10月 6日(日) 令和元年10月 9日(水)～令和元年10月14日(月) 年 月 日( )～ 年 月 日( )
使用時間		午前・午後 9 時 分～午前 午後 5 時 分
展示時間	【公表】	午前・午後 10 時 分～午前 午後 4 時 分
展示補助具		※区貸与の吊金具以外を使用する場合

※ 企画展示は、使用日の属する月の1年前の月の初日から7箇月前の月の末日まで、一般展示は、使用日の属する月の6箇月前の月の初日から1箇月前の月の10日まで申請を受け付ける。

※ 【公表】欄は、足立区ホームページに掲載し、各種情報誌等へ情報提供を行う。

※ 使用期間には準備及び後片付けの期間を含み、1箇月を限度とする。

※ 使用期間中の休日等(日曜日・土曜日・祝日)は、原則として展示期間とする。

※ 使用時間は午前9時から午後7時までとし、準備及び後片付けの時間を含む。

※ 展示時間は使用時間の範囲内とし、午前10時から午後4時までを標準とする

別紙「承認条件」と共に、申請書を提出する前に、必ずご確認ください。

## 承認条件（足立区千住宿歴史プチテラス運営要綱抜粋）

### （禁止行為）

第12条 次の各号の行為は、禁止する。

- （1）営利及び宗教活動を目的とした施設の使用
- （2）公序良俗を害するおそれがあると認められる施設の使用
- （3）その他、区長が不相当と認める施設の使用

2 前項の行為が判明した場合は、区は直ちに使用承認を取り消し、以降は当該使用者の使用申請を受け付けないものとする。

### （使用方法）

第13条 展示に係る全ての作業は使用者が行い、施設の使用に当たっては次の各号を遵守しなければならない。

- （1）近隣住民及び来園者に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- （2）飲酒及び喫煙をしないこと。
- （3）区が貸与する鍵類及び吊金具等は厳正に管理すること。
- （4）区が指定する範囲を使用するものとし、階段及び2階部分には絶対に立ち入らないこと。
- （5）施設に備えつけの物品等は、展示に伴う椅子等の移動を除き、移動及び持ち出しをしないこと。
- （6）展示の補助具は、区が貸与する吊金具に限るものとし、やむを得ずその他の方法による場合は、申請時に区に申し出て予め承諾を得ること。
- （7）使用時間中は、成人の使用者が常駐すること。
- （8）その他、区が別途示す施設の使用方法を遵守すること。

### （賠償責任）

第14条 使用者は、施設及び施設に備えつけの物品等又は貸与の鍵類及び物品等を滅失し、又はき損したときは、区が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

### （事故）

第15条 使用者は、その責に帰すべき事由に基づく事故について責任を負うものとする。

2 前条又は前項に該当する事由が発生したときは、使用者は直ちに区に報告を行わなければならない。

3 資料等及び作品等の変質、破損及び盗難等の事故は、区は一切の責任を負わない。

### （原状回復）

第16条 使用者は使用期間の終了に際し、施設を清掃すると共に原状に回復しなければならない。